

○神河町福祉医療費助成条例施行規則

(平成 17 年 11 月 7 日規則第 48 号)

改正 平成 19 年 3 月 14 日規則第 18 号 平成 20 年 3 月 21 日規則第 5 号
平成 22 年 3 月 26 日規則第 11 号 平成 23 年 3 月 1 日規則第 1 号
平成 23 年 9 月 8 日規則第 10 号 平成 24 年 3 月 27 日規則第 6 号
平成 27 年 1 月 30 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、神河町福祉医療費助成条例(平成 17 年神河町条例第 82 号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(受給者証の交付申請)

第 2 条 福祉医療費の支給を受けようとする者は、福祉医療費受給者証交付申請書(様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 3 号又は様式第 4 号)に被保険者証を添えて町長に申請しなければならない。

(受給者証の更新申請)

第 3 条 福祉医療費受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、毎年 6 月 1 日から同月末日までの間に福祉医療費受給者証更新申請書(様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 3 号又は様式第 4 号)を提出して受給者証の更新を申請することができる。

(受給者証の交付)

第 4 条 町長は、前条に規定する申請書に基づいて福祉医療費の支給を受けることができる者であることを確認したときは、申請者に医療費受給者証(様式第 5 号、様式第 6 号、様式第 7 号又は様式第 8 号)のうちのいずれか。以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

(受給者証の再交付)

第 5 条 受給者証の交付を受けた者が、受給者証を破り、汚し、又は紛失したときは、福祉医療費受給者証再交付申請書(様式第 9 号)により町長に再交付を申請することができる。この場合において、破られ、又は汚された受給者証は町長に返還しなければならない。

2 前項の規定により受給者証の再交付を受けた者で受給者証の再交付を受けた後において紛失した受給者証を発見したときは、速やかにその受給者証を町長に返還しなければならない。

(受給者証の有効期限)

第 6 条 受給者証の有効期限は 1 年以内とし、当該受給者証を発行した年又はその翌年の 6 月 30 日までとする。ただし、69 歳の者にあつては 70 歳に達する日の翌日の属する月の末日(達する日の翌日が月の初日の場合は前月の末日)までとし、64 歳の重度障害者にあつては 65 歳に達する日の翌日の属する月の末日(達する日の翌日が月の初日の場合

は前月の末日)までとする。また、乳児にあつては、1歳の誕生日の属する月の末日までとし、幼児等にあつては、15歳に達する日以後の最初の3月31日までとする。

(老人医療費特別助成申請)

第7条 老人医療費特別助成を受けようとする者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第69条第1項の要件を満たす者)については老人医療費特別助成申請書(様式第10号)に町長が必要と認める書類を添えて申請するものとする。

(第三者行為による被害の届出)

第8条 福祉医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、福祉医療費の支給を受けようとする者は、第三者の行為による被害届出書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

(請求)

第9条 条例第5条の規定により医療費の助成を受けようとする者は、福祉医療費支給申請書(様式第12号)に医療費を支払った旨を証明する書類を添えて町長に請求しなければならない。

(届出)

第10条 住所等変更の届出は、資格事項変更届(様式13号)に受給者証を添えて行わなければならない。加入医療保険その他の変更がある場合の届出も同様である。

(受給者証の返還)

第11条 受給者証の交付を受けた者が、その資格を喪失したときは、速やかに資格事項喪失届(様式第14号)に受給者証を添えて届け出なければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、福祉医療費の支給に関する手続その他必要な事項については、事務取扱細則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の神崎町福祉医療費助成条例施行規則(昭和48年神崎町規則第9号)又は大河内町福祉医療費助成条例施行規則(昭和62年大河内町規則第2号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年3月14日規則第18号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月21日規則第5号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 26 日規則第 11 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 1 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 9 月 8 日規則第 10 号)

(施行期日)

この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 27 日規則第 6 号)

この規則は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 1 月 30 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条、第 3 条関係)

老人医療費受給者証交付(更新)申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 2 条、第 3 条関係)

重度障害者医療費受給者証交付(更新)申請書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 2 条、第 3 条関係)

乳幼児等医療費受給者証交付(更新)申請書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 2 条、第 3 条関係)

母子家庭等医療費受給者証交付(更新)申請書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 4 条関係)

老人医療費受給者証

[別紙参照]

様式第 6 号(第 4 条関係)

重度障害者医療費受給者証

[別紙参照]

様式第 7 号(第 4 条関係)

乳幼児等医療費受給者証

[別紙参照]

様式第 8 号(第 4 条関係)

母子家庭等医療費受給者証

[別紙参照]

様式第 9 号(第 5 条関係)

福祉医療費受給者証再交付申請書

[別紙参照]

様式第 10 号(第 7 条関係)

老人医療費特別助成申請書

[別紙参照]

様式第 11 号(第 8 条関係)

第三者の行為による被害届出書

[別紙参照]

様式第 12 号(第 9 条関係)

福祉医療費支給申請書

[別紙参照]

様式第 13 号(第 10 条関係)

資格事項変更届

[別紙参照]

様式第 14 号(第 11 条関係)

資格事項喪失届

[別紙参照]